

令和5年度

社会福祉法人雄勝なごみ会

事業計画書

～はじめに～

少子高齢化が進み労働力の慢性的減少、法人では定年退職等の補充確保が困難な状況が続いています。担い手不足は一法人の問題ではなく、地域全産業の課題であり、福祉サービスは現状提供体制の維持に大きな不安を抱えています。

更に新型コロナウイルス感染症の社会問題が事業に深刻な影響をもたらしています。生命や健康を優先する事業受け入れ制限は、ご利用者・ご家族の生活に多方面で支障を及ぼすかと危惧されます。ご家族の就労面、ご利用者には心身の安定や機能低下への影響、何より適切な身上保護に重要な人権とも言える社会交流や面会などが奪われかねません。「ウイズコロナ」である新しい生活様式をどう方向づけるか、安全・安心に加え人生の豊かさに配慮し、状況に応じた取り組みが求められています。

今年度はサービスの向上と財政安定化を掲げた障害サービス一元化計画にある、「愛光園」と「ぱあとなあ」の合築整備が完成し、同一拠点として相談から訪問・日中支援・放課後等児童デイ・就労・入居等と多角化多機能化が一層進みます。

新拠点は愛光園入居者の住環境やぱあとなあ就労等の環境整備もそうですが、障害者の地域社会での自立した生活の推進に、本人が希望する生活の実現などの発進地であることが一元化の取り組みです。別棟で整備する就労支援事業の食事提供や販売コーナー、その上階の多用途貸会議室なども含め、法人ブランディング（強みや価値等の明確化）を目指すことであり、新拠点到住民向け権利擁護室を開設し、成年後見受任歴のある職員配置による業務もその視点です。新障害拠点は事務や食事・管理部門等の一体的業務から効率・効果を図ります。

一方で三つの特別養護老人ホームが開設後30年以上経過しています。老朽化対策に加え、経営面は人手不足で配置と定員等の見直し、規模の縮小や形態の変更などの柔軟性を取り入れながらの対策が必要になっています。コロナ禍でのサービス制限が稼働率を下げ、状況は光熱費を中心に物価は上昇し、支出は増加・収入は減少の厳しい環境が続いています。費用と効果について、施設長、管理職外職員にも広く伝わるよう事業所全体、チームでの目標設定を明確化し今まで以上の意識醸成を図ります。

今後は老朽化する設備・建物環境の安全性への資金調達も含め、法人全体での経営をもとに、法人内事業の集約で稼働率の安定による職員の身分保障や働き方改革へと慎重な対応の必要を思います。地域資源であるサービスの存続に法人経営のあり方や使命・役割を認識し、地域から事業消滅の危機を回避すべく、拠点から法人単位経営で調整する未来志向で検討します。中学校単位から市全体を生活圈域単位として捉え、面的広がりと量的縮小の両面から考えた継続の視点でもあります。

業務負担軽減や労働環境の改善では、引き続き補助金等の活用も含め、介護ロボットや各部門の機械化、ICT（Information and Communication Technology）の環境を目指します。

災害や感染症発生では日頃の訓練と備えが大切です。新型コロナウイルス感染の経験から得た、ご利用者・職員の日々の健康管理と共に発生に対するBCP（「事業継続計画」Business Continuity Planning）やその初動対応に、備品や人員確保では法人内調整が可能なスケールメリット、一体感が強みであり更に進化させ臨みます。

時代の大きな変化は社会福祉法人の経営に、サービス管理や人事管理、財務管理へと様々な管理能力を突きつけていますが、今年度も役職員一丸となり、地域（ご利用者）への良質なサービス提供を心がけ、取り組んでまいります。

以下に、主な重点策を記します。

1. ガバナンス強化、役員の権限や責任が明確な組織確立

議決機関としての評議員、業務の監督や執行機関としての理事、理事の職務執行を監査する監事、それぞれの役割機能の確立に努めます。今年度は、監事、理事の改選期を迎えます。

評議員会	○社会福祉法人の適正な運営に必要な見識を有する者で構成 役員の選任・解任、定款変更等法人の基本的事項について決議する権限をとおして理事等を牽制監督する機関。
理事会	○社会福祉法人の適正な運営を確保するために、全ての業務執行の意思決定や理事の職務執行の監督及び内部統制を図る機関。 ・理事長（経営全般） ・常務理事（施設間調整、業務運営） ・業務執行理事（財務、運営） ・理事（業務執行理事の牽制・調整）
監事	○社会福祉法人の業務監督及び会計監査をとおして、社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査し、その職務の遂行のため、理事会に出席及び報告する機関。2名 ・社会福祉事業について識見を有する監事1名 ・財務管理について識見を有する監事1名

なお、役員としての職務執行及び業務執行の認識を深めるため、内部統制や法的情報、法人経営分析をとおした情報共有をはじめ、拠点施設を直接訪問する「役員視察研修」及び「評議員視察研修」を実施します。

2. 事業運営の透明性の向上

社会福祉事業の主たる担い手であり、高い公益性を備えた社会福祉法人として、透明性の向上をはかるため、以下の重点策について取り組んでまいります。

- 一 事業の適正な運営を確保します。
- 二 社会に対する説明責任を使命とします。
- 三 ホームページによる情報公開…定款、役員報酬基準、決算等の財務諸表、事業報告書等を公表します。
- 四 事業及び業務の適正な執行を図るため、諸規程の整備を図ります。
- 五 事故及び苦情の解決に向け、苦情解決第三者委員と適切な連携を図ります。

3. 事業の適正化と経営の安定

事業の適正化と経営の安定を図るため、取り巻く環境に注視し取り組んでまいります。感染症等による事業活動の制約も予想されますが、安全・安心とご利用者の利便性を第一にして進めます。

4. 財務規律の向上と内部統制の強化

社会福祉法人としての内部統制の強化、財務規律の強化及び向上の一環として、以下の重点策について取り組んでまいります。

- 一 社会福祉充実残額（内部留保）を明確にし、社会福祉充実計画の計算式に準拠した法人の全財産から控除できる次の控除対象財産（運転資金）を示します。
 - ①施設の建て替えや大規模修繕などに必要な財産
 - ②不動産
 - ③運転資金
- 二 内部統制強化を図るために導入が検討されている会計監査人設置に向け、公認会計士との定期的研修会を実施し、準備してまいります。

5. 地域社会に貢献する取り組み

定款第3条に規定する地域貢献事業として、以下の重点策について取り組みます。

- 一 「互助ハウス」の運営をとおして、次の内容を行うことで、地域に信頼される法人の責務を果たします。
 - ① 社会福祉の専門知識を幅広く活用し、制度外サービスにも目を向けます。
 - ② 生活困窮者や虐待による緊急避難先、刑余者の自立定着支援等の一時的住まい(居住支援)の確保に貢献します。
 - ③ 居住支援をとおして、生活再建や様々な生活課題を抱えた方々と向き合い、共生社会の一翼に貢献します。
- 二 いさみが岡では、秋田保護観察所と、緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）に係る登録を継続し、更生保護に向き合います。
- 三 感染状況によりますが地域公開研修会を開催し、地域住民や関係機関、団体の方々に、法人の取り組み姿勢の紹介や制度の最新情報を提供するなど、法人らしいテーマを設定し、研修という形式の地域貢献事業を継続して行います。
- 四 権利擁護室を開設し、経済的・身体的要因などで様々な権利を制限される方々（障害・高齢者など）を、関係機関と連携しながら支援します。

6. 人材育成・確保と職場環境の整備、ワークライフバランスへの取り組み

各種実習生の受け入れや法人内外研修会の開催で、幅広い人材育成を図ると共に、職員には処遇改善などを含め、意欲が湧き出るような組織風土、ワークライフバランスを考慮し、介護ロボットの導入も含め、働きやすい職場環境を目指します。また、働き方の多様性を推進しながら、人材の確保に努めます。

特に、「秋田県介護サービス事業所認証評価制度」の参加宣言にあった、以下の確認事項を継続的に行い、情報公開への責務はもちろん、キャリアパスへの道筋になるよう、今後の安定的・継続的人材育成の環境づくりに向け、計画的に取り組んでまいります。

- ① 介護の仕事の魅力発信
- ② 人材のキャリアアップと育成支援
- ③ 職場環境の整備と両立支援
- ④ 地域交流とコンプライアンス

7. 行政との関係

社会福祉事業の中心的担い手として、社会福祉法人の所轄庁の指導に基づきながら、法令順守を図り、以下の重点策について取り組んでまいります。

- ・ 請求業務の事務担当と現場の職員との制度学習会を絶えず行い、過誤を防止する報酬制度の共有を図るため、関係行政機関との綿密な連携に務めます。
- ・ 指定管理者としての運営及び委託業務には、誠実な対応を持って負託に応えられるような成果を目指します。
- ・ 低所得者への社会福祉法人利用者負担軽減制度事業に協力します。
- ・ 本年10月から、消費税の仕入れ税額控除の方式である適格請求書等保存方式（インボイス制度）開始に向け、制度の理解に努めます。

8. 法人本部機能の強化

業務執行理事のもとに、拠点施設長との役割調整を行い、①財務、施設整備、庶務関連業務等と、②規定、コンプライアンス、人材育成、地域貢献、③法人全体の基幹(人事・給与・財務等)業務の情報一元化管理、システム構築を図り保守面での効率化、情報発信に関わる企画・広報関連等を柱にしながら、機能強化に当たります。

9. 法人基盤の強化

人材育成と主体的土壌形成を念頭に、管理職会議、施設長会議、法人基盤強化検討委員会などを通じ、法人事業の健全化と公益性の使命のもとに、目指す将来像を見据えながら法人の価値を高めるブランディング化について取り組んでまいります。

10. 専門部会の開催 と法人横断的取り組み

- 一 法人内の高齢・障がいの事業縦断的部門と各職種の横断的部門の会議を開催することで、法人職員同士の連帯感と専門性を深めながら、組織目標と個人目標の統合を狙います。

- ① 総務部会（総務課） ② 栄養部会（栄養士、調理員） ③ 介護部会（介護職員）
④ 医務部会（看護職員） ⑤ 相談部会（相談援助職員） ⑥ 防災部会（営繕職員）
⑦ 広報部会（各拠点、本部より1名）

- 二 各拠点が目的を持って取り組んだ内容について、業務報告会や介護技術実践発表会を開催し、相互理解や資質・専門性の向上に努めます（今年度担当：愛光園）。

11. 各種会議の開催

①理事会

月	日(曜)	開始	内容	備考
6	6 (火)	10:00	・令和4年度事業報告、資金収支決算報告について ・定時評議員会開催について	・定時評議員会提出議案について ・理事、監事の推薦
9	4 (月)	10:00	・役員施設視察研修会 (愛光園拠点施設)	新拠点施設視察
10	11 (水)	10:00	・補正予算について ・規程等の一部改正について	
12	8 (金)	10:00	・規程等の一部改正について	
3	15 (金)	13:30	・令和5年度補正予算について ・令和6年度事業計画案について ・令和6年度予算案について	

②評議員会

月	日(曜)	開始	内 容	備 考
6	21 (水)	10:00	・令和4年度事業報告、資金収支決算報告について ・理事、監事の選任について	定時評議員会
9	5 (火)	10:00	・評議員施設視察研修会 (愛光園拠点施設)	新拠点施設視察
10	20 (金)	10:00	・補正予算案について	
3	25 (月)	13:30	・令和5年度補正予算について ・令和6年度事業計画案について ・令和6年度予算案について	

③定時監査

月	日(曜)	開始	内 容
8	22 (火)	9:30	全拠点。4月～6月分
11	21 (火)	9:30	全拠点。7月～9月分
2	20 (火)	9:30	全拠点。10月～12月分
5	14 (火)	9:30	いさみが岡、愛光園、平成園、本部 1月～3月分、総合監査
5	15 (水)	9:30	幸寿苑、サン・グリーンゆざわ、ぱあとなあ 1月～3月分、総合監査

今年度は各拠点の実査を予定する。

④評議員選定委員会 欠員が生じた場合

月	日(曜)	開始	内 容	備 考
			・新評議員の選定	

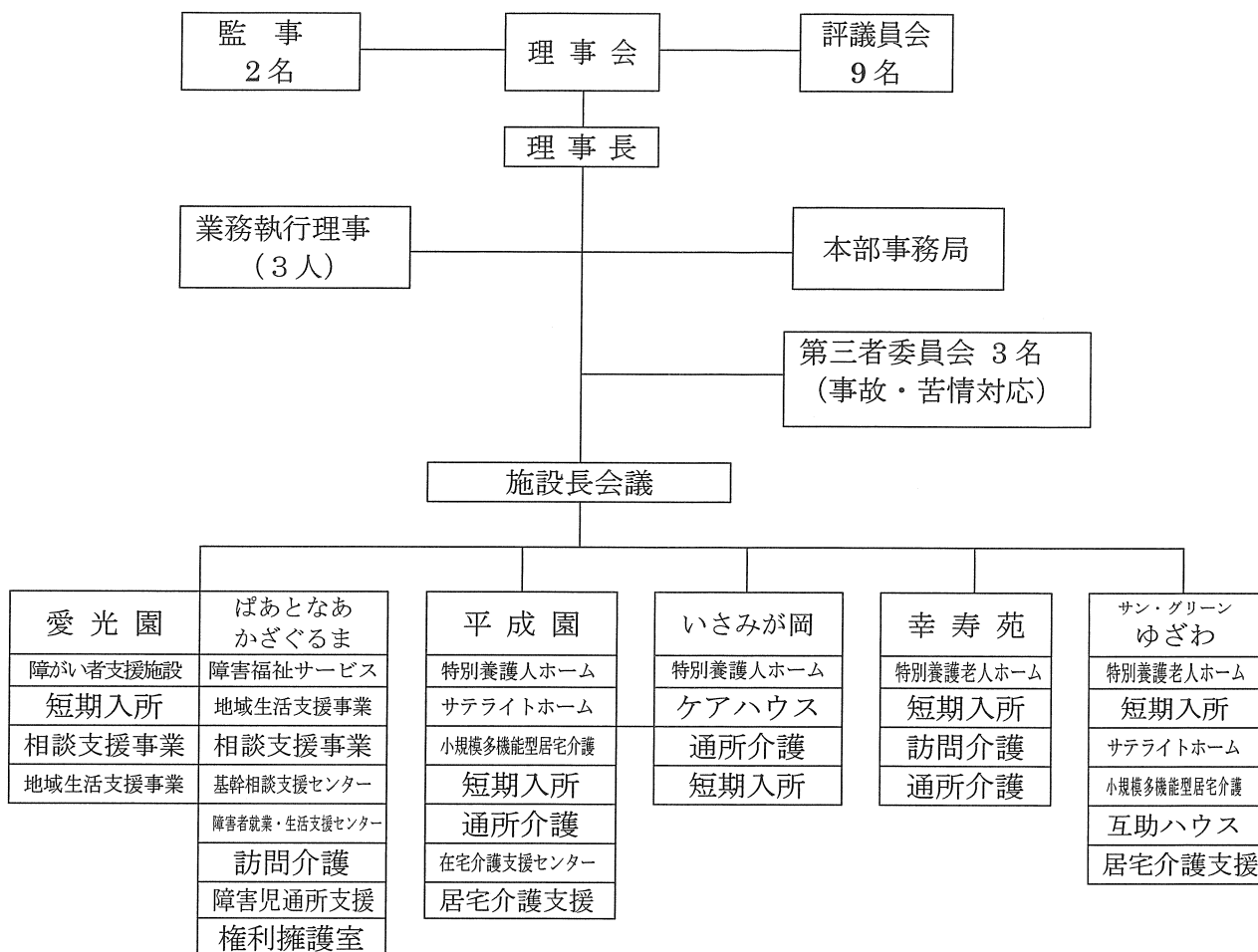
⑤苦情解決第三者委員会【担当理事：佐藤博 業務執行理事】

月	日(曜)	開始	内 容
10	17 (火)	13:30	4月～9月分
4	23 (火)	13:30	10月～3月分

⑥その他の会議

会 議 名	開 催 時 期 等
業務執行理事会	随時
法人基盤強化検討委員会	理事長、拠点毎の代表職員
本部機能検討会	業務執行理事、総務課職員等
専 門 部 会	年4回、拠点毎から出席する各職種で構成
施 設 長 会 議	随時
管 理 職 会 議	月1回 (理事長、常務理事、各管理職)
法人業務報告会	担当：愛光園

12. 法人組織



※各拠点事業所の計画、詳細については別に記します。

13. 法人概況及び事業

(1) 認可年月日 昭和56年 5月27日

設立登記年月日 昭和56年 6月12日

(2) 第一種社会福祉事業

- | | |
|------------------|---|
| (イ) 障害者支援施設の経営 | 愛光園 |
| (ロ) 特別養護老人ホームの経営 | 平成園 (サテライト型ぬくもりの里
たてやま 含.)
幸寿苑
サン・グリーンゆざわ (サテライト型
桜おかだ 含.)
いさみが岡 |
| (ハ) 軽費老人ホームの経営 | いさみが岡 |

(3) 第二種社会福祉事業

- | | |
|-------------------------|------------------------------|
| (イ) 老人デイサービス事業の経営 | 平成園・なるせ・いさみが岡 |
| (ロ) 老人短期入所事業の経営 | 平成園・幸寿苑・
サン・グリーンゆざわ・いさみが岡 |
| (ハ) 老人介護支援センターの経営 | 平成園 |
| (ニ) 老人居宅介護等事業の経営 | 平成園・ばあとなあ・幸寿苑 |
| (ホ) 障害福祉サービス事業の経営 | 愛光園・ばあとなあ・かざぐるま・幸寿苑 |
| (ヘ) 一般相談支援事業の経営 | 愛光園・ばあとなあ |
| (ト) 特定相談支援事業の経営 | ばあとなあ |
| (チ) 移動支援事業の経営 | ばあとなあ |
| (リ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営 | 桜おかだ・ぬくもりの里たてやま |
| (ヌ) 障害児通所支援事業の経営 | かざぐるま |
| (ル) 障害児相談支援事業の経営 | ばあとなあ |
| (ヲ) 無料低額宿泊所「互助ハウス」事業の経営 | サン・グリーンゆざわ
サテライト型桜おかだ |

(4) 公益事業

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (イ) 居宅介護支援事業の経営 | 平成園・桜おかだ |
| (ロ) 自家用有償旅客運送事業の経営 | 平成園 |
| (ハ) 配食サービス事業の経営 | 平成園 |
| (ニ) 障害者就業・生活支援センター事業の受託 | ばあとなあ |
| (ホ) 基幹相談支援センター事業の受託 | ばあとなあ |
| (ヘ) 無料低額宿泊所「互助ハウス」事業の受託 | サン・グリーンゆざわ
サテライト型桜おかだ |